令和７年愛南町告示第62号

愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年５月30日

愛南町長　中村　維伯

愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、海外における水産物の消費の拡大を図るため、町内の事業者が愛南町産水産物を海外に販売する輸出事業の取組を支援するため、予算の範囲内において愛南町産水産物輸出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、愛南町補助金等交付規則（平成17年愛南町規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する個人事業者又は町内に主たる事務所を有する法人等（以下「事業者」という。）であって、愛南町産水産物の生産、流通、販売又は加工を行い、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　町税等を滞納していないこと。

（２）　愛南町暴力団排除条例（平成23年愛南町条例第13号）第２条第３号の規定に該当しないこと。

（対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　愛南町産の水産物を直接海外に販売する事業であること。

（２）　海外での販売促進活動を実施するものであること。

（３）　販売時に町の名称が消費者に伝わるものであること。

（４）　町の他の補助金等の交付を受けていないこと。

（対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表第１のとおりとする。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、対象経費の２分の１以内の額とし、440万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、町が指定する期日までに愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（１）　申請者の構成員名簿及び規約、会則、定款等の写し

（２）　税等の滞納がない旨の申出書（様式第２号）（個人事業者の場合のみ）

（３）　収支予算書(様式第３号)
（４）　見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類
（５）　企画提案書(任意様式)
(交付決定)
第７条　町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を別表第２に定める審査基準に沿って審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付(変更)決定通知書(様式第４号)により速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付決定に当たり必要な条件を付すことができる。
(補助事業の変更等)
第８条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助金の交付の決定を受けた補助事業を中止しようとするときは、次に掲げる書類を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）　補助事業を変更する場合　愛南町産水産物輸出支援事業補助金変更交付申請書(様式第５号)及び次の書類
ア　収支変更予算書(様式第６号)
イ　補助事業の変更に係る見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類
（２）　補助事業を中止する場合　愛南町産水産物輸出支援事業中止承認申請書(様式第７号)
２　前条の規定は、前項に規定する補助事業の変更又は中止を申請する場合に準用する。
(実績報告)
第９条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、町が指定する期日までに愛南町産水産物輸出支援事業実績報告書(様式第８号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
（１）　収支決算書(様式第９号)
（２）　領収書の写し等の支出経費の明細が分かる書類
（３）　補助事業の実施状況が分かる写真
（４）　愛南町産水産物輸出支援事業補助金(精算払)請求書(様式第10号)
(補助金額の確定及び交付)
第10条　町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、速やかに交付決定者に交付するものとする。
(補助金の概算払)
第11条　町長は、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の７割を限度とし、概算払により補助金を交付することができる。
２　交付決定者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、愛南町産水産物輸出支援事業補助金(概算払)請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し)
第12条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２） この告示の規定に違反したとき。
（３） その他補助金の交付が適当でないと町長が認めるとき。
(その他)
第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この告示は、令和７年６月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

	交付対象経費	経費の詳細
1	旅費	渡航費、交通費及び宿泊費 （愛南町職員の旅費に関する条例（平成16年愛南町条例第53号）の規定に準じて算定する額の範囲内）
2	輸送費	運搬経費等
3	消耗品費	試供品等経費、広告宣伝経費及び包装等経費
	印刷製本費	ポスター等
4	人件費	海外現地での通訳等
5	委託料	海外現地における仲介人の委託料
6	報償費	アドバイザー経費
7	その他町長が特に必要と認める経費	交付申請書確認時に認められた経費に限る。

別表２（第７条関係）
審査基準

評価基準	評価の視点
計画の予算管理	・予算は効率的かつ効果的な実施に配慮されているか。 ・輸出量、時期、場所（イベント等がある場合にはその名称）等が検証された計画になっているか。 ・販促時期及び販促する水産物に妥当性はあるか。
販売・マーケティング戦略	・輸出の進め方及び事業内容が明確で現実的になっているか ・輸出先の国での説明に適した販売ツールを活用しているか。 ・産品の魅力と販売の工夫（試食等）は具体的に考えられているか。 ・輸出先の国の市場の日本産水産物の認知度、評判等を理解しているか。
事業効果	・愛南町産水産物の輸出の継続が見込まれる内容になっているか。 ・水産物の魅力を説明できる人材を配置できているか。
実績	・過去に行った販売促進の実績を活用するなど、効率的な内容になっているか。
補助金の使途	・補助金の目的を十分に理解した事業計画内容になっているか。

様式第１号(第６条関係)

愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

愛南町長　　様

申請者　所在地
名称
代表者氏名　　印
電話番号
(団体の場合は、団体名、代表者住所及び氏名並びに電話番号)

年度において、次のとおり愛南町産水産物輸出支援事業補助金の交付を受けたいので、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>1　事業名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>2　事業の目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>3　事業の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>4　補助金交付申請額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">5　事業費(円)</td><td rowspan="2">予算総額</td><td colspan="4">財源内訳</td></tr>
<tr><td>町補助金</td><td>負担金</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6　同上財源の割合(%)</td><td></td><td>%</td><td>%</td><td>%</td><td>%</td></tr>
<tr><td>7　着手完了予定期日</td><td colspan="5">着手　　年　　月　　日　　完了　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>8　事業等の効果見込み</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>9　その他特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

添付書類　１　事業計画書(別紙)
２　税等の滞納がない旨の証明書(様式第２号)
３　収支予算書(様式第３号)

別紙

事業計画書

1　実施団体	名称
	代表者氏名
	代表者住所　〒 TEL　　FAX
2　事業名	
3　事業の概要	（1）　目的
	（2）　事業実施時期
	（3）　事業実施場所(※輸出先の国名等を記載すること。)
	（4）　内容(※輸出品目、輸出量その他事業の詳細を記載すること。)
	（5）　特色及び事業効果
4　総事業費	金　　円
5　補助申請額	金　　円

添付書類　事業の概要が分かる資料(様式任意)

様式第２号(第６条関係)

税等の滞納がない旨の申出書

年　　月　　日

愛南町長　　様

申請者　所在地
名称
代表者氏名　　印
電話番号
（団体の場合は、団体名、代表者住所及び氏名並びに電話番号）

愛南町産水産物輸出支援事業補助金の交付申請に当たり、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

----------以下愛南町記入欄----------

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有　無	
	固定資産税	有　無	
	国民健康保険税	有　無	
	介護保険料	有　無	
		有　無	
保健福祉課	保育料	有　無	
環境衛生課	下水道料	有　無	
水道課	水道料	有　無	
学校教育課	給食費	有　無	

備考　調査の対象は、申請者及びその世帯員全員とする。

様式第３号(第６条関係)

収支予算書

１　収入の部

費目	内容	予　算　額(円)	摘要(積算基礎等)
計			

備考
１　「費目」の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
２　「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

２　支出の部

費目	内容	予　算　額(円)	摘要(積算基礎等)
計			

備考
１　消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
２　「費目」の欄には、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱別表第１の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
３　「内容」の欄には、経費の詳しい名称等を記載すること。
４　見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第４号(第７条、第８条関係)

愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付(変更)決定通知書

愛南町指令　　第　　号
年　　月　　日

様

愛南町長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった愛南町産水産物輸出支援事業補助金の交付については、次のとおり決定するので、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱第７条(第８条第２項)の規定により通知します。

１　交付年度	年度
２　交付決定金額	円
３　交付の条件及び指示	(１)　この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (２)　決算終了後一月以内に実績報告書を提出してください。 (３)　この補助事業については、町長若しくは監査委員が調査し、又は監査することがあります。 (４)　愛南町補助金等交付規則第 16 条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (５)　(４)により取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をしていただきます。

(却下の場合)
　却下の理由

様式第５号(第８条関係)

愛南町産水産物輸出支援事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日

愛南町長　　様

申請者　所在地
名称
代表者氏名　　印
電話番号
(団体の場合は、団体名、代表者住所及び氏名並びに電話番号)

年　　月　　日付け　愛南町指令　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

1　事業名						
2　事業の目的						
3　変更した事業の内容						
4　事業費		予算総額	財源内訳			
			町補助金	負担金	その他	計
	(1)　当初	円	円	円	円	円
	(2)　変更後	円	円	円	円	円
5　変更後の財源の割合			%	%	%	%
6　変更後事業着手完了予知期日		着手　　年　　月　　日　　完了　　年　　月　　日				
7　その他特記事項						

添付書類

1　変更事業計画書(別紙)
2　収支変更予算書(様式第６号)
3　補助事業の変更に係る見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類

別紙

事業計画書

1　実施団体	名称
	代表者氏名
	代表者住所　〒 TEL　　FAX
2　事業名	
3　事業の概要	（1）　目的
	（2）　事業実施時期
	（3）　事業実施場所(※輸出先の国名等を記載すること。)
	（4）　内容(※輸出品目、輸出量その他事業の詳細を記載すること。)
	（5）　特色及び事業効果
4　総事業費	金　　円
5　補助申請額	金　　円

備考　変更する箇所を２段書とし、変更前を上段に、変更後を下段に記入すること。

添付書類　変更後の事業の概要が分かる資料(様式任意)

様式第６号(第８条関係)

収支変更予算書

１　収入の部

費目	内容	予算額(円)		摘要(積算基礎等)
		当初	変更	
計				

備考
１　「費目」の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
２　「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

２　支出の部

費目	内容	予算額(円)		摘要(積算基礎等)
		当初	変更	
計				

備考
１　消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
２　「費目」の欄には、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱別表第１の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
３　「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
４　変更後の見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第７号(第８条関係)

愛南町産水産物輸出支援事業中止承認申請書

年　　月　　日

愛南町長　様

申請者　所在地
名称
代表者氏名　　印
電話番号
（団体の場合は、団体名、代表者住所及び氏名並びに電話番号）

年　　月　　日付け　愛南町指令　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業について、次の理由により中止したいので、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により申請します。

１　事業名	
２　中止の理由	

様式第８号(第９条関係)

愛南町産水産物輸出支援事業実績報告書

年　　月　　日

愛南町長　　様

報告者　所在地
名称
代表者氏名　　印
電話番号
(団体の場合は、団体名、代表者住所及び氏名並びに電話番号)

年　　月　　日付け愛南町指令　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業について、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱第９条の規定により次のとおり関係書類を添えて報告します。

<table>
<tr><td>１　補助金交付決定額</td><td colspan="5">円</td></tr>
<tr><td>２　事業名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">３　事業費</td><td rowspan="2">決算総額</td><td colspan="4">財源内訳</td></tr>
<tr><td>町補助金</td><td>負担金</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>４　同上財源の割合</td><td></td><td>％</td><td>％</td><td>％</td><td>％</td></tr>
<tr><td>５　事業着手完了年月日</td><td colspan="5">着手　　年　　月　　日　　完了　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>６　事業等の効果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>７　その他特記事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

添付書類
１　収支決算書(様式第９号)
２　補助事業の実施状況が分かる資料(様式任意)
３　愛南町産水産物輸出支援事業補助金(精算払)請求書(様式第 10 号)

様式第９号(第９条関係)

収支決算書

１　収入の部　　(単位:円)

費目	決算額	予算額	差引増減額	摘要
計				

備考
１　「費目」の欄には、補助金、参加料、販売手数料等の収入の種別を記載すること。
２　「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

２　支出の部　　(単位:円)

費目	決算額	予算額	差引増減額	摘要
計				

備考
１　消費税の簡易課税事業者及び課税免除事業者を除く課税事業者は、消費税及び地方消費税の額を除くこと。
２　「費目」の欄には、愛南町産水産物輸出支援事業補助金交付要綱別表１の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
３　「内容」の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
４　費目ごとに領収書の写し等の支出経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第10号（第９条関係）

愛南町産水産物輸出支援事業補助金（精算払）請求書

￥

補助金交付決定額　￥
前回までの交付済額　￥
今回請求額　￥

上記のとおり請求します。

年　月　日

愛南町長　様

所在地
名称
代表者氏名　印
電話番号
（団体の場合は、団体名、代表者住所及び氏名並びに電話番号）

振込先金融機関	銀行 農協		支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	（フリガナ） 口座名義人

様式第11号(第11条関係)

愛南町産水産物輸出支援事業補助金(概算払)請求書

￥

補助金交付決定額　￥
前回までの交付済額　￥
今回請求額　￥

上記のとおり請求します。

年　月　日

愛南町長　様

所在地
名称
代表者氏名　印
電話番号
(団体の場合は、団体名、代表者住所及び氏名並びに電話番号)

振込先金融機関	銀行 農協		支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	(フリガナ) 口座名義人